



2009年度 5月実施  
金融窓口サービス技能検定

# 3級 学科試験

## 金融商品コンサルティング業務

実施日 2009年5月24日(日)

試験時間 10:00~12:00(120分)

### 注意

1. 本試験の問題は、テラー業務との共通編と選択科目編（金融商品コンサルティング業務）から構成され、問題数は共通編20問（×式10問，三答択一式10問）と選択科目編30問（三答択一式15問，語群選択式（三肢）15問）の計50問です。
2. 筆記用具，計算器具（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
3. 試験問題については，特に指示のない限り，2008年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
4. 試験時間中は，乱丁・落丁，印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
5. 不正行為があったときは，すべての解答が無効になります。
6. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
7. その他，試験監督者の指示に従ってください。

#### 《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には，試験監督者に解答用紙を必ず手渡ししてください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後，試験監督者が解答用紙を回収しますので，着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は5月24日(日)午後5時30分以降，当会のホームページに掲載します。

(<http://www.kinzai.or.jp/answer/kinmado.html>)

7月1日(予定)に受検者全員に合否通知書を送付するほか，当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/>)

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区南元町19 TEL 03-3358-0771

# 共 通 編

問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。

- ・ 金融商品の販売等に関する法律 = 金融商品販売法

【第1問】 次の各文章( (1)から(10)まで )を読んで、正しいものまたは適切なものには を、誤っているものまたは不適切なものには を、解答用紙にマークしなさい。

〔10問〕

- (1) 一般に、会社が社債を発行する場合、民間の格付会社から、その発行会社の信用状態に関するリスクを表す格付が付与されるが、国や政府関係機関が発行する公共債等には、この格付は付与されない。
- (2) 委託者指図型の契約型投資信託においては、受託会社（信託銀行等）は、信託財産に対する有価証券の売買の指図、保管、管理、処分など、信託財産に係るいっさいの業務を投資信託委託会社から任されている。
- (3) 投資家が投資信託を換金する際に信託財産留保額を負担することがあるが、この信託財産留保額は、販売会社が手数料として収受する。
- (4) 証券総合口座用ファンド（MRF）は、社団法人投資信託協会が定めた規則において、投資することができる有価証券等について、その範囲、格付、残存期間などに一定の基準が設けられている。
- (5) 投資信託におけるクローズド期間とは、受益者死亡など特別の場合を除き、顧客からの解約請求を受け付けない期間のことである。
- (6) 火災保険は、火災、落雷、爆発、津波、地震などによる建物や動産等に対するあらゆる損害を補償する保険である。
- (7) 生命保険会社が契約上の責任を開始する時期を、責任開始期という。
- (8) 一般に、生命保険を解約した際の解約返戻金の額は、保険種類、保険金額、保険期間、払込方法、経過年数などによって異なる。
- (9) 消費者契約法は、消費者と事業者との間に、情報の質、量ならびに交渉力の格差があることを前提にして、これを是正して、消費者の利益の擁護を図ることなどを目的としている。
- (10) 金融商品取引法上の契約締結前交付書面は、原則として、個別の契約ごとに、顧客に対して、作成・交付しなければならない。

【第2問】 次の各問（(11)から(20)まで）について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔10問〕

(11) 契約型投資信託の仕組みについて、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 投資家は、一般に、販売会社を通じて受益権を取得する。
2. 一般に、投資信託の換金方法には、解約請求と買取請求の2種類がある。
3. 受託会社（信託銀行等）は、自己の固有財産と投資信託に係る信託財産を分別して管理する必要はない。

(12) 投資信託に係るリスクについて、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 一般に、投資信託の基準価額が大きく変動するものほどリスクが高いと考えられる。
2. 主要投資対象が株式の場合には、一般に、投資銘柄の数が多いほどリスクが高いと考えられる。
3. 主要投資対象が外国債券の場合において、為替ヘッジをしているものは、一般に、為替ヘッジをしていないものよりも為替変動リスクは高いと考えられる。

(13) 固定利付債券を売買する際の経過利息について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 一般に、利払日と利払日の間で債券を売買した場合、経過利息が発生する。
2. 経過利息とは、前回の利払日から売買した時点までの期間に対する利息に相当する金額のことである。
3. 経過利息は、債券の売手から買手に対して支払われる。

(14) 一般的な外貨建てMMFの特徴について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 外貨建てMMFは、米ドルやユーロなどの外貨で運用されるが、基準価額はすべて円建てで表示される。
2. 円資金で外貨建てMMFを購入する場合、通常、為替手数料が発生する。
3. 外貨建てMMFは、外国の法令に則り日本国外で設定されるMMFである。

(15) 投資信託のコストについて、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 登録金融機関は、投資信託委託会社の委託を受けて投資信託の募集を取り扱うので、投資家から手数料を収受することはない。
2. 投資信託の購入や保有等に関し、直接的・間接的に受益者が負担する手数料等は、金融商品取引法により契約締結前交付書面またはこれに代わる目論見書等に記載することとされている。
3. 投資信託の受託会社（信託銀行等）に対する信託報酬は、投資信託委託会社が負担するものであり、投資家が負担することはない。

(16) 生命保険の募集における禁止行為について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 保険契約者に金品その他の利益を提供すること、または提供を約束することは、特別の利益の提供として禁止されているが、個人顧客の保険料の立替を行うことは認められている。
2. 生命保険の仕組みや商品内容などを説明せず、保険料だけを比較することは、誤解を招く説明として禁止されている。
3. これまでの配当金の実績をもとに、「将来確実に配当金が受け取れる」と説明することは、誤解を招く説明として禁止されている。

(17) 定期保険に加入する際における告知義務について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 定期保険に加入する際、通常、被保険者は、加入時の職業や健康状態、過去の傷病歴、身体の障害などについて告知する必要がある。
2. 告知義務者が、故意または重大な過失によって重要な事実を告知しなかったり、または事実と異なることを告げたりした場合は告知義務違反となり、保険会社はその事実を知った場合には、保険会社はいつでもその契約を解除することができる。
3. 生命保険の募集人が、保険契約者または被保険者に対して重要な事項につき虚偽のことを告げることを勧める行為や重要な事実を告げないことを勧める行為は 禁止されている。

(18) 各種保険商品の特征について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 定期保険は、その保険期間が5年、10年などの「年満期」、60歳、70歳などの「歳満期」および一生涯保障が継続される「終身」などを目的等に合わせて選択することができる。
2. 養老保険は、被保険者が保険期間中に死亡・高度障害状態になった場合には死亡保険金または高度障害保険金が支払われ、満期まで生存していた場合には満期保険金が支払われる。
3. 医療保険の保険期間は、一定の保険期間を定めた「定期型（有期型）」と一生涯保障が継続される「終身型」がある。

(19) 金融商品販売法に規定されている「金融商品の販売等」に該当しないものは、次のうちどれか。

1. 金融商品販売業者等が、顧客との間で、融資契約の締結を行うこと。
2. 金融商品販売業者等が、顧客との間で、金融商品取引法に規定する店頭デリバティブ取引を行うこと。
3. 金融商品販売業者等が、顧客との間で、定期預金契約の締結を行うこと。

(20) 金融商品取引法に規定されている「損失補てん等の禁止（行為）」について、次のうち最も適切なものはどれか。なお、同法上の「事故」による損失補てん等の場合を除く。

1. 金融商品取引業者等は、有価証券の売買等について生じた損失を被った顧客に対して、当該損失を補てんすることを約束しただけでは、損失補てん等の禁止行為に該当することはない。
2. 有価証券の売買等について生じた損失を被った顧客が、金融商品取引業者等に対して、当該損失を補てんすることを要求し、約束させることも、損失補てん等の禁止行為に該当することがある。
3. 金融商品取引業者等は、有価証券の売買等について生じた損失を被った顧客に対して、当該損失額と同等の価値の物品を贈与しただけでは、損失補てん等の禁止行為に該当することはない。

## 金融商品コンサルティング業務編

1. 問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。
  - ・金融商品の販売等に関する法律 = 金融商品販売法
2. 問題文中の「一般投資家」は、金融商品取引法で規定する「特定投資家」以外の投資家をいいます。

【第3問】 次の各問（(21)から(35)まで）について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔15問〕

(21) 格付機関とその評価（信用格付）等について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 一般に、格付機関は公益法人であり、内閣総理大臣の登録を受ける必要がある。
2. 複数の格付機関が、同じ債券に格付を付与している場合、その格付は常に一致するとは限らない。
3. 投資適格の格付を得た債券であっても、当該債券の発行体が債務不履行（デフォルト）に陥ることがある。

(22) 株式の投資指標について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 一般に、類似業種の企業同士を比較した場合、PBR（株価純資産倍率）が低いほど株価は割高であるといえる。
2. 一般に、類似業種の企業同士を比較した場合、PER（株価収益率）が高いほど株価は割高であるといえる。
3. 一般に、類似業種の企業同士を比較した場合、PCFR（株価キャッシュフロー倍率）が低いほど株価は割高であるといえる。

(23) 各種の経済指標について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 経済成長率とは、一般に、国民総所得（GNI）がどれだけ変化したかを数値で表したものである。
2. 消費者物価指数とは、全国の世帯が購入する家計に係る財およびサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定したものである。
3. 完全失業率とは、労働力人口（就業者＋完全失業者）に占める完全失業者の割合をいう。

(24) 金融商品販売法、金融商品取引法、消費者契約法に規定されている「断定的判断の提供の禁止」について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品販売法上、金融商品販売業者等は、顧客に対して、断定的判断の提供を行うと、顧客から、当該金融商品の販売等に係る契約を取り消されることがある。
2. 金融商品取引法上、金融商品取引業者等は、顧客に対して、断定的判断の提供を行うことはできない。
3. 消費者契約法上、金融機関等の事業者は、金融庁長官に認可申請をすれば、顧客に対して、断定的判断の提供を行うことができる。

(25) 金融商品販売法に規定されている重要事項の説明義務について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品販売業者等が、顧客（特定顧客等を除く）に対して、金利変動により元本欠損が生ずるおそれがある金融商品を販売する場合、当該金融商品の過去の価格変動または平均損益について説明しなければならない。
2. 金融商品販売業者等が、顧客（特定顧客等を除く）に対して、変動金利型のカードローンを販売する場合、金利が上昇することにより、金利負担が増えるリスクについて説明しなければならない。
3. 金融商品販売業者等が、顧客（特定顧客等を除く）に対して、信用リスクにより元本欠損が生ずるおそれがある金融商品を販売する場合、当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分について説明しなければならない。

(26) 金融商品取引法に規定されている「適合性の原則」について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等は、顧客（一般投資家）の適合性を考慮する際、当該顧客の金融商品取引契約を締結する目的も考慮しなければならない。
2. 金融商品取引業者等が、顧客（一般投資家）に対して、「適合性の原則」から著しく逸脱した金融商品取引に係る勧誘や販売を行った場合、金融商品取引法に違反するだけでなく、民法上の不法行為が成立する場合もある。
3. 金融商品取引業者等は、顧客（一般投資家）から、適合性の考慮を不要とする旨の申出があれば、当該顧客の適合性を考慮せずに金融商品取引に係る勧誘や販売を行わなければならない。

(27) 金融商品取引法に規定されている「外務員の登録制度」について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等の使用人は、日本証券業協会が実施している外務員資格試験に合格すれば、外務員登録原簿に登録されたものとみなされるので、外務員の登録は不要である。
2. 金融商品取引業者等の使用人は、当該金融商品取引業者等のために有価証券の売買を行う場合だけでなく、有価証券の売買の申込みの勧誘を行う場合も、外務員の登録が必要である。
3. 金融商品取引業者等の使用人は、当該金融商品取引業者等のためだけでなく、自己のために有価証券の売買等を行う場合でも、外務員の登録が必要である。

(28) 金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料等について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等は、顧客（一般投資家）に対して行う手数料等の説明について、当該金融商品取引契約が成立する前に行わなかった場合、当該金融商品取引契約が成立した後に行うことが認められている。
2. 金融商品取引業者等は、顧客（一般投資家）に対して、口頭で手数料等の説明を行えば、契約締結前交付書面に手数料等を記載する必要はない。
3. 金融商品取引業者等は、手数料等の種類ごとの金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法および当該金額の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を契約締結前交付書面に表示・記載する必要がある。

(29) 金融商品取引法に規定されている「不招請勧誘の禁止」について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等は、顧客（一般投資家）が勧誘の要請をしていないにもかかわらず、当該顧客に電話をかけて、店頭金融先物取引契約の締結に係る勧誘をすることができる。
2. 金融商品取引業者等は、顧客（一般投資家）が勧誘の要請をしていないにもかかわらず、当該顧客を訪問して、取引所金融先物取引契約の締結に係る勧誘をすることができる。
3. 金融商品取引業者等は、顧客（一般投資家）が勧誘の要請をしていないにもかかわらず、当該顧客に対して、郵便や電子メールによって、店頭金融先物取引契約の締結に係る勧誘をすることができる。

(30) 保険業法における金融商品取引法の行為規制の準用について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 保険業法は、変額個人年金保険について、金融商品取引法の行為規制を準用しており、そのなかには、「広告等の規制」も含まれている。
2. 保険業法は、外貨建て個人年金保険について、金融商品取引法の行為規制を準用しており、そのなかには、「虚偽告知の禁止」も含まれている。
3. 保険業法は、解約返戻金変動型個人年金保険について、金融商品取引法の行為規制を準用しており、そのなかには、「契約締結前交付書面の交付義務」も含まれている。

(31) 金融商品取引法に規定されている「契約締結時交付書面」の記載事項について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 契約締結時交付書面には、「顧客が当該金融商品取引業者等に連絡する方法」を記載しなければならないが、「顧客が当該金融商品取引業者等に訴えを提起する方法」は記載しなくてもよい。
2. 契約締結時交付書面には、「当該金融商品取引業者等の商号、名称または氏名」を記載しなければならないが、「顧客の氏名または名称」は記載しなくてもよい。
3. 契約締結時交付書面には、「当該金融商品取引契約の成立の年月日」を記載しなければならないが、「当該金融商品取引契約の勧誘の年月日」は記載しなくてもよい。

(32) 金融商品取引法に規定されている「虚偽告知の禁止」について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等が、顧客に対して、虚偽告知を行った場合、結果として、当該顧客が当該金融商品取引契約を締結しなければ、「虚偽告知の禁止」に該当することはない。
2. 金融商品取引業者等が、顧客に対して、虚偽告知を行った場合、それが書面によるものではなく、口頭によるものであれば、「虚偽告知の禁止」に該当することはない。
3. 金融商品取引業者等またはその役職員が、顧客に対して、虚偽告知を行った場合、当該金融商品取引業者等またはその役職員に対して、刑事罰が科せられることがある。

(33) 銀行法に規定されている「預金者に対する情報の提供」について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 銀行は、変動金利預金の受入れに関し、変動金利預金の金利の設定の基準となる指標および金利の設定の方法が定められている場合にあっては、当該預金者に対して、当該基準および方法ならびに金利に関する情報の適切な提供を行わなければならない。
2. 銀行は、定期預金の受入れに関し、当該預金者がいわゆる富裕層であれば、当該預金者に対して、預入期間の中途での解約時の取扱い（利息および手数料の計算方法を含む）に関する情報の提供は行わなくてもよい。
3. 銀行は、普通預金の受入れに関し、当該預金者に対して、最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項などの情報の提供を行わなければならない。

(34) 金融商品取引法上，金融商品取引業者等が，顧客（一般投資家）から，有価証券の売買の注文を受けた際，当該顧客に対して負うこととなる「取引態様の事前明示義務」について，次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等は，当該顧客に対して，取引態様を事後（当該売買の成立後）に明示することができる場合がある。
2. 金融商品取引業者等は，あらかじめ，当該顧客に対して，自己が相手方となって当該売買を成立させるか，または媒介し，取次ぎし，もしくは代理して当該売買を成立させるかの別を明らかにしなければならない。
3. 金融商品取引業者等は，取引態様の事前明示について，当該顧客に対して，所定の書面を交付して行わなければならない。

(35) 金融商品取引法に規定されている「広告等の規制」について，次のうち最も適切なものはどれか。

1. 広告等の規制は，従業員数が1,000名以上の金融商品取引業者等に適用される。
2. 広告等の規制は，紙媒体によるものだけでなく，テレビ・ラジオCM等の放送媒体によるものにも適用される。
3. 広告等の規制は，郵便や信書便によるものには適用されるが，電子メールによって送信するものには適用されない。

【第4問】 次の各文章(36)から(50)までの( )内に入るべき最も適切な文章、語句、数字またはその組合せを選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔15問〕

(36) 一般に、個人向け国債の選択に際して、金利が低下することが見込まれる場合には、固定金利型・5年物への投資が適しているといえるが、金利が上昇することが見込まれる場合には、適用利率が(ア)に見直され、(イ)に応じて変動する変動金利型・10年物への投資が適しているといえる。

1. ア半年ごと           イ 定期預金の金利
2. ア1年ごと           イ 短期割引国債の発行価額と額面価額との差
3. ア半年ごと           イ 10年固定利付国債の実勢金利

(37) 不動産投資信託(J-REIT)は、一般に(ア)ではなく、(イ)のファンドとして設定されており、その発行する投資証券は、株式と同様に、証券取引所に上場されて取引されている。また、これらのJ-REITは、法律的には(ウ)の形態をとっている。

1. アオープンエンド型           イ クローズドエンド型           ウ 投資法人
2. アクローズドエンド型       イ オープンエンド型           ウ 有限責任中間法人
3. アオープンエンド型           イ クローズドエンド型           ウ 株式会社

(38) 一般に、複数の資産を組み入れたポートフォリオの期待リターンは、組み入れた資産の期待リターンの(ア)になり、ポートフォリオのリスクは、組み入れた資産のリスクの(イ)になるとされる。

1. ア加重平均           イ 加重平均以下
2. ア単純平均           イ 加重平均以下
3. ア単純平均           イ 単純平均以下

(39) 公社債投資信託には、(ア)と(イ)とがあるが、日々決算型以外の(イ)公社債投資信託は、基準価額が1万円を下回る場合、追加設定することが(ウ)。

1. ア追加型           イ 単位型           ウ できない
2. ア単位型           イ 追加型           ウ できない
3. ア単位型           イ 追加型           ウ できる

(40) 金融商品取引業者等が特定投資家と金融商品取引契約を締結する場合には、( ア )や( イ )など、情報格差の是正を目的とする行為規制の適用が除外されている一方、( ウ )など市場の公正確保を目的とする規制は適用を除外されていない。

- |                     |             |             |
|---------------------|-------------|-------------|
| 1. ア 契約締結前交付書面の交付義務 | イ 虚偽告知の禁止   | ウ 広告等の規制    |
| 2. ア 契約締結時交付書面の交付義務 | イ 広告等の規制    | ウ 損失補てん等の禁止 |
| 3. ア 契約締結前交付書面の交付義務 | イ 損失補てん等の禁止 | ウ 虚偽告知の禁止   |

(41) 金融商品取引法では、金融商品取引業者等は、( ア )の金融商品取引所に上場されている有価証券の売買に関する顧客の注文について、( イ )取引の条件で執行するための方針および方法を定めて、これを( ウ )しなければならないと規定されている。

- |              |       |      |
|--------------|-------|------|
| 1. ア 国内および海外 | イ 安全な | ウ 公表 |
| 2. ア 国内および海外 | イ 最良の | ウ 登録 |
| 3. ア 国内      | イ 最良の | ウ 公表 |

(42) 金融商品取引法は、従来の縦割り業法を見直して、業規制の( ア )を図っている。たとえば、従来の証券取引法上の証券会社、投資信託及び投資法人に関する法律上の( イ )、従来の金融先物取引法上の金融先物取引業者などだけでなく、従来規制されていなかった( ウ )の販売等を行う者も、「金融商品取引業者」として業規制の対象とされている。

- |          |            |                |
|----------|------------|----------------|
| 1. ア 柔軟化 | イ 投資顧問業者   | ウ 集団投資スキームの持分  |
| 2. ア 柔軟化 | イ 投資信託委託会社 | ウ 不動産投資法人の投資証券 |
| 3. ア 横断化 | イ 投資信託委託会社 | ウ 集団投資スキームの持分  |

(43) 金融商品販売法において、金融商品販売業者等は、顧客に対して、金融商品の販売等に係る勧誘をするときは、あらかじめ、( ア )を策定しなければならないとされており、( ア )については、( イ )等を定め、金融商品販売業者等の( ウ )に掲示等しなければならないとされている。

- |           |                      |          |
|-----------|----------------------|----------|
| 1. ア 勧誘方針 | イ 顧客の適合性に照らし配慮すべき事項  | ウ 営業所等   |
| 2. ア 取引約款 | イ 顧客が支払うべき手数料等に関する事項 | ウ 営業所等   |
| 3. ア 勧誘方針 | イ 顧客が支払うべき手数料等に関する事項 | ウ ホームページ |

(44) 銀行が、顧客に対して、投資性の強い預金等を販売・勧誘する場合には、銀行法において(ア)の行為規制が準用されている。具体的には、(イ)、外貨預金および通貨オプション組入型預金が、投資性の強い預金等として特定預金等契約に該当し、(ア)の行為規制が準用されている。

1. ア金融商品取引法           イデリバティブ預金
2. ア金融商品販売法           イ変動金利型定期預金
3. ア金融商品取引法           イ大口定期預金

(45) 消費者契約法では、一定の消費者契約の条項を無効としている。たとえば、事業者の債務不履行により(ア)に生じた損害を賠償する責任の(イ)を免除する条項や、(ウ)等の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比べて、(ア)の権利を制限したり、(ア)の義務を加重する消費者契約の条項であって、信義則に反して(ア)の利益を一方的に害する条項等を無効としている。

1. ア消費者           イ全部           ウ民法・商法
2. ア消費者           イ全部           ウ金融商品取引法
3. ア事業者           イ一部           ウ民法・商法

(46) 金融商品取引法は、いわゆる業法であることから、金融商品取引業者等が同法上の説明義務に違反した場合には、当該金融商品取引業者等は、同法に基づく(ア)こととなる。他方、金融商品販売法は、民法の不法行為制度の特則であることから、金融商品販売業者等が同法上の説明義務に違反した場合には、当該金融商品販売業者等は、同法に基づく(イ)や損害額の推定の規定の適用を受けることになる。

1. ア損害賠償責任を負う           イ無過失責任
2. ア課徴金を課される           イ軽過失責任
3. ア行政処分を受ける           イ無過失責任

(47) 金融商品取引法は、政令で定める一定の金融商品取引契約の締結について、その勧誘に先立ち、顧客に対して、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為を禁止している。この確認を行う義務を「( ア ) 確認義務」という。また、政令で定める一定の金融商品取引契約の締結の勧誘を受けた顧客が、当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、( イ ) する行為も禁止している。この規制を「( ウ ) の禁止」という。

- |             |         |        |
|-------------|---------|--------|
| 1. ア 勧誘受諾意思 | イ 勧誘を継続 | ウ 再勧誘  |
| 2. ア 勧誘受諾意思 | イ 契約を強要 | ウ 訪問販売 |
| 3. ア 再勧誘意思  | イ 契約を強要 | ウ 再勧誘  |

(48) 金融商品取引業者等との間で、金融商品取引法施行令で定める( ア ) 契約を締結した顧客は、一定の場合を除き、「( イ ) 交付書面」を受領した日から起算して( ウ ) 日を経過するまでの間、金融商品取引法に基づき、書面により当該金融商品取引契約の解除を行うことができる。これを、クーリング・オフという。

- |             |         |      |
|-------------|---------|------|
| 1. ア 投資顧問   | イ 契約締結前 | ウ 30 |
| 2. ア 投資顧問   | イ 契約締結時 | ウ 10 |
| 3. ア 金融先物取引 | イ 契約締結時 | ウ 10 |

(49) 適格機関投資家を除く一定の個人は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約に関して、自己を特定投資家として取り扱うように申し出ることができる。この申出をするためには、申出者の( ア ) の合計額が( イ ) 億円以上になると見込まれることや、申出者が当該金融商品取引業者等との間で最初に申出に係る契約の種類に属する契約を締結した日から起算して( ウ ) 年を経過していることなどの要件を満たす必要がある。

- |             |     |     |
|-------------|-----|-----|
| 1. ア 円貨預金残高 | イ 3 | ウ 3 |
| 2. ア 純資産    | イ 1 | ウ 3 |
| 3. ア 純資産    | イ 3 | ウ 1 |

(50) 金融商品販売業者等は、金融商品販売法に基づき、顧客に対して、一定の重要事項を説明する義務を負うが、顧客が金融商品取引法上の( ア )である場合や、( イ )である場合には、重要事項の説明義務を負わない。また、重要事項について説明を要しない旨の( ウ )の意思の表明があった場合についても、金融商品販売業者等は、重要事項の説明義務を負わない。

- |           |                   |         |
|-----------|-------------------|---------|
| 1. ア特定投資家 | イ 金融商品販売業者等       | ウ 顧客    |
| 2. ア特定投資家 | イ 株式会社(資本金額5億円未満) | ウ 法定代理人 |
| 3. ア大口投資家 | イ 株式会社(資本金額5億円未満) | ウ 顧客    |